

私道共同排水設備の修繕工事にかかる補助金等交付要綱

令和7年2月7日 建設局長決定

(目的)

第1条 この要綱は、私道に布設されている排水設備のうち、周辺の地元住民等が共同で管理する公共的な共同排水設備の修繕工事に関する経費について、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、当該補助金等の交付等に関して必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 共同排水設備 所有者の異なる2戸以上の建物（アパートなどの集合住宅は建物ごとに1戸と扱う）の汚水を公共下水道へ排除する排水設備で、周辺の地元住民等が共同で設置及び管理する排水設備（排水管、人孔、ます）をいう
- (2) 取付管等 建物の個々の排水設備のうち、共同排水設備へ接続する排水管及びますをいう
- (3) 私道 所有者の異なる2戸以上の建物（アパートなどの集合住宅は建物ごとに1戸と扱う）の住民が、現に交通の用に供している公道以外の道路で、幅員（側溝を含む）が1.5m以上の道路
- (4) 修繕工事 共同排水設備で不具合が確認できる部分を修理し、汚水の排除機能を維持する行為
- (5) 前各号に規定するもののほか、下水道法（昭和33年法律第79号）及び神戸市下水道条例（昭和50年10月条例第40号）に規定する用語を用いる。

(対象となる排水設備)

第3条 補助事業等の対象となる排水設備は、私道に布設されている共同排水設備で、次の各号すべてに該当するものとする。

- (1) 居住の用途に使用している建物の汚水を排除する既存の共同排水設備
- (2) 本要綱に基づく補助金等を既に受けている共同排水設備は、修繕を実施した箇所に関わらず、補助金等の交付を受けた翌年度から起算して5年以上経過していること。ただし、前述の期間内であっても、補助事業等により修繕した箇所と異なる箇所で、汚水の排除に著しく支障をきたす不具合が生じていると認められる場合に限り、補助事業等の対象とすることができる。
- 2 前項に該当する共同排水設備に接続している取付管等については、私道内に布設されている部分に限り補助事業等の対象とすることができる。

(申請対象者)

第4条 補助事業等の申請ができる対象者は、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 当該排水設備を管理する土地または建物の所有者
- (2) 前号のうち、国、地方公共団体、その他法人（ただし、地方自治法第260条の2第1項の規定により不動産又は不動産に関する権利等を保有するため市長の認可を受けた地縁による団体を除く）を除く
- (3) 当該共同排水設備の関係者の総意に基づき選出された者で、当該補助事業等に関する代表者

(対象経費)

第5条 補助金等の対象となる経費は、次の各号に掲げるものとする。(ただし、他の補助金等の対象となっている経費を除く)

- (1) 第3条に規定する共同排水設備の修繕工事に要する経費及びそれに伴う調査(試掘工事含む)に要する経費(ただし、消費税を含む工事費用が5万円に満たない場合は対象外とする)
- (2) 前号に伴う私道内の付帯工事(取付管等の修繕、舗装復旧工)に要する経費(ただし、付帯工事のみの施工は対象外とする)

(補助金等の額)

第6条 補助金等の額は、予算の範囲内で且つ第5条に規定する対象経費(消費税含む)の3分の2相当の額で、200万円を限度とする。ただし、1,000円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。

- 2 同一の共同排水設備において、本要綱に基づく補助金等の交付申請が当該申請年度にすでにある場合、前項に規定する補助金等の交付限度額は、すでに申請されている補助金等の交付額(または交付予定額)を差し引いた額とする。

(交付申請)

第7条 申請者は、補助金規則第5条第1項に基づき補助金等の交付を申請するときは、次に掲げる書類を当該補助事業等に着手する30日前までに市長に提出しなければならない。なお、当該補助事業等は申請年度内に完了するものとする。

- (1) 補助金等交付申請書(様式第1号)
- (2) 事業計画書(工程表、位置図、配管経路及び工事内容のわかる平面図)
- (3) 建物及び既存の共同排水設備の状況写真
- (4) 指定工事店から徴取した工事見積書の写し(工事内容のわかる内訳書を添付すること)
- (5) 関係者・権利者等の同意確認書(原則、関係者等全員の同意)
- (6) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第8条 市長は、補助金規則第6条に基づき補助金等の交付決定を行うときは、次に掲げる書類により申請者に通知するものとする。

- (1) 補助金等交付決定通知書(様式第2号)
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、補助金規則第6条第3項に基づき補助金等の交付が不相当である旨の通知を行うときは、次に掲げる書類をもって申請者に通知するものとする。

- (1) 補助金等不交付決定通知書(様式第3号)
- (2) その他市長が必要と認める書類

(工事施工業者の選定)

第9条 工事の施工は、神戸市下水道条例第8条に規定する市長の指定を受けた者(神戸市排水設備指定工事者)が施工すること。

(補助事業等の変更等)

第10条 補助事業者等は、補助金規則第7条第1項第1号に基づく承認を受けようとするときは補助金等交付決定内容変更承認申請書(様式第4号)を、同第2号に基づく承認を受けようとするときは補助事業等中止(廃止)承認申請書(様式第5号)を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めるときは、その旨を補助金等交付決定変更通知書（様式第6号）又は補助事業等中止（廃止）承認通知書（様式第7号）により、補助事業者等に通知するものとする。

（実績報告書の提出）

第11条 補助事業者等は、補助金規則第15条に基づき補助事業等の実績を報告しようとするときは、次に掲げる書類を当該補助事業等の完了後、速やかに市長までに提出しなければならない。

- (1) 補助事業等実績報告書（様式第8号）
- (2) 事業の実施状況がわかる写真
- (3) 補助事業等に係る工事費のわかる資料（工事費請求書の写しなど）
- (4) その他市長が必要と認める書類

（交付額の確定）

第12条 市長は、補助金規則第16条に基づき補助金等の交付額の確定を行ったときは、次に掲げる書類により、速やかに補助事業者等に通知するものとする。

- (1) 補助金額等確定通知書（様式第9号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

（緊急で当該補助事業等を実施する必要がある場合の特例）

第13条 生活環境の持続性確保及び公共用水域の水質汚濁の防止の観点から、当該補助事業等の実施が急を要する必要があると、市長が認める場合、特例として、第7条に規定される期限によることなく、事後で補助金等の交付の申請を受け付けることができる。

2 前項の特例に基づく事後の補助金等の申請は、当該補助事業等の着手日から90日以内に市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第14条 市長は、補助金規則第19条に基づき補助金等の交付決定の全部又は一部を取消したときは、速やかに、その旨を補助金等交付決定取消通知書（様式第10号）により当該補助事業者等に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金等の交付を取消した場合において、既に補助金等を交付しているときは、期限を定めて補助金等を返還させるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

補助金等交付要綱【様式集】

様式第1号

補助金等交付申請書

年 月 日

神戸市長 宛

住 所	
代表者名	

(振込先口座)

金融機関名		銀行		支店
預金種目	1. 普通	2. 当座	その他()	
口座番号				
口座名義				

(注) 口座名義は、補助事業者等（申請代表者）と同一の名義であること。

下記補助金等の交付について、将来にわたり共同排水設備を管理いたしますので申請します。なお、本件に関する地元経費負担、土地関係諸権利等の調整については、一切申請者及び関係土地所有者が責任をもって処理します。

記

補助事業等の名称	私道共同排水設備の修繕事業		
目的及び内容	<input checked="" type="checkbox"/> 共同排水設備の修繕工事及びそれに伴う調査（試掘工事含む） <input type="checkbox"/> 私道内の付帯工事（取付管等の修繕、舗装復旧工）あり		
補助事業等の期間	着手予定年月日	年	月 日
	完了予定年月日	年	月 日
補助事業に係る経費	円		
算出の基礎	指定工事者からの見積り		
添付書類	・ 事業計画書 （工程表、位置図、配管経路及び工事内容のわかる平面図） ・ 建物及び既存の共同排水設備の状況写真 ・ 工事見積書の写し（工事内容のわかる内訳書を添付すること） ・ 関係者・権利者等の同意確認書（原則、関係者等全員の同意）		

様式第1号

補助金等交付申請書

年 月 日

神戸市長宛

住所	
代表者名	

補助金等の受け取りを下記の者に委任します。

(受任者)

住所	
指定工事者名	
代表者名	

(振込先口座)

金融機関名		銀行		支店
預金種目	1. 普通	2. 当座	その他 ()	
口座番号				
口座名義				

下記補助金等の交付について、将来にわたり共同排水設備を管理いたしますので申請します。なお、本件に関する地元経費負担、土地関係諸権利等の調整については、一切申請者及び関係土地所有者が責任をもって処理します。

記

補助事業等の名称	私道共同排水設備の修繕事業			
目的及び内容	<input checked="" type="checkbox"/> 共同排水設備の修繕工事及びそれに伴う調査（試掘工事含む） <input type="checkbox"/> 私道内の付帯工事（取付管等の修繕、舗装復旧工）あり			
補助事業等の期間	着手予定年月日	年	月	日
	完了予定年月日	年	月	日
補助事業に係る経費	円			
算出の基礎	指定工事者からの見積り			
添付書類	・事業計画書 (工程表、位置図、配管経路及び工事内容のわかる平面図) ・建物及び既存の共同排水設備の状況写真 ・工事見積書の写し(工事内容のわかる内訳書を添付すること) ・関係者・権利者等の同意確認書(原則、関係者等全員の同意)			

別記1

補助事業等の関係者・権利者等の同意確認書

私どもは、当該補助事業等に関して、同意します。

住 所 (地番)	氏 名 (自 署)
代表者：	

別記2

見積内訳書（記載内容の例）

項目	数量	単位	単価	金額	摘要
アスファルト舗装切断工	10	m		円	
アスファルト取壊しすき取り工	6	m ²		円	
路盤すき取り工	1.2	m ³		円	
掘削工	3	m ³		円	
その他省略					
諸経費	1	式		円	○% 端数処理含む
計				円	

○ 見積書の記載事項について

宛名、見積日、工事名称、納入場所、工期または納期、見積有効期限、消費税等の有無
その他注意事項が記載されたものを提出ください。

補助金等交付決定通知書

(公 印 省 略)

第 号

令和 年 月 日

(補助事業者等名) 様

神戸市長

令和 年 月 日付で申請のあった下記事業については、次のとおり交付することに決定したので通知します。

記

補助事業等の名称	私道共同排水設備の修繕事業
補助金等の交付対象事業 及びその内容等	上記補助事業等交付申請書に記載のとおり
補助金等の対象経費	円
補助金等の額	円
交付の条件	<ul style="list-style-type: none">補助金要綱第5条第1号に基づく調査を実施する場合は、修繕工事を実施する前に調査結果を市長に報告すること。本交付決定の内容について補助事業等の内容、経費の配分又は遂行計画の変更が見込まれるときは、△年2月末日までに補助金要綱第10条に基づく変更承認申請を市長に提出すること。補助金要綱第11条に基づく実績報告は、△年3月31日までに市長に提出すること。補助金の過払い分が生じた場合は、市長からの請求に基づき、期限内に市長の定める方法で納付すること。上記のほか、補助金規則及び補助金等交付要綱に従うこと。

補助金等不交付決定通知書

(公 印 省 略)
第 号
令和 年 月 日

(補助事業者等名) 様

神戸市長

令和 年 月 日付で申請のあった事業については、下記の理由により不交付とすることに決定したので通知します。

記

- 1 補助申請事業等の名称
- 2 不交付とした理由

補助事業等中止（廃止）承認申請書

年 月 日

神戸市長宛

住 所	
代表者名	

年 月 日付 第 号をもって交付決定のあった下記事業について、次のとおり中止（廃止）したいので、承認願いたく申請します。

記

補助事業等の名称	私道共同排水設備の修繕事業
中止(廃止)の理由	
中止(廃止)の期日(期間)	年 月 日 (から 年 月 日までの間)

補助金等交付決定変更通知書

(公 印 省 略)

第 号

令和 年 月 日

(補助事業者等名) 様

神戸市長

令和 年 月 日付 第 号で変更申請のあった下記事業について、次のとおり承認することに決定したので通知します。

記

補助事業等の名称	私道共同排水設備の修繕事業	
補助金等の交付対象事業 及びその内容等	上記補助金等交付決定内容変更承認申請書に記載のとおり	
変更後の補助金等対象経費		円
補助金等の額	当初交付決定額	円
	変更交付決定額	円
	差引交付決定額	円
交付の条件	・本表第2項の交付決定内容変更承認申請書に記載の内容のほか、当初の交付決定通知書（ 年 月 日付 第 号）の表第5項「交付の条件」のとおりとする。	

補助事業等中止（廃止）承認通知書

（公印省略）

第 号

令和 年 月 日

（補助事業者等名） 様

神戸市長

令和 年 月 日付 第 号で中止（廃止）申請のあった下記事業について、次のとおり承認することに決定したので通知します。

記

補助事業等の名称	私道共同排水設備の修繕事業
交付決定日・番号	令和 年 月 日付 第 号
中止（廃止）の期日（期間）	令和 年 月 日（から令和 年 月 日までの間）

補助事業等実績報告書

年 月 日

神戸市長宛

住 所	
代表者名	

年 月 日付 第 号で交付決定のあった下記事業について、その実績を報告します。

記

補助事業等の名称	私道共同排水設備の修繕事業		
補助事業等の期間	着手(予定)年月 日	(年 月 日 年 月 日
	完了(予定)年月 日	(年 月 日 年 月 日
補助金等の額	(円) 円		
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の実施状況がわかる写真 ・ 補助事業等に係る工事費のわかる資料（工事費請求書の写しなど） 		

(注) 交付決定内容を上段に () 書き、実績を下段に記入する。

補助金額等確定通知書

(公 印 省 略)
第 号
令和 年 月 日

(補助事業者等名) 様

神戸市長

令和 年 月 日付 第 号で交付決定のあった下記事業について、補助金等の額を確定したので通知します。

記

補助事業等の名称	私道共同排水設備の修繕事業
補助金等の確定額	円
特記事項	・本補助事業等に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、翌4月1日から起算して5年間保存ください。

補助金等交付決定取消通知書

(公 印 省 略)
第 号
令和 年 月 日

(補助事業者等名) 様

神戸市長

令和 年 月 日付 第 号で交付決定した下記事業については、次
おり交付決定を取消したので通知します。

記

補助事業等の名称	
補助金等の額	円
取消しの理由	

